

令和元年5月

野毛都橋商店街ビルでの撮影等について

公益社団法人横浜歴史資産調査会

「野毛都橋商店街ビル」の撮影についてお問い合わせいただきありがとうございます。

○「野毛都橋商店街ビル」は、平成28年12月2日に横浜市歴史的建造物に登録されたのち、平成29年9月1日から、当公益社団(内閣府認定の公益社団法人)の所有・管理となっております。

○「野毛都橋商店街ビル」での撮影(ビル内、ビル前の歩道、ビルが背景として大きく映るなど。映像、スチール問わず。)を希望される場合は、まず当公益社団に電話もしくはメールにてご一報下さい。その際、概要や企画書などの提出をお願いします。

○事前のご一報(打診)は、撮影希望日の2週間前(土日祝を除く)に行ってください。

○事前打診の際に、概ね了解が取れば、撮影許可申請書などの関係書類のご提出を頂きます。申請は、撮影希望日の10日前(但し土日祝を除く)にお出し下さい。

○撮影許可申請の書類は、別添の書式例に倣って作成し、メールで当公益社団までお送り下さい。

○「野毛都橋商店街ビル」は、飲食店等がテナントとして入っているビルではありますが、歴史的建造物での撮影であるということを十分ご理解いただいた上で、撮影の許可申請を行ってください。

○撮影申請にあたっては、歴史的建造物の保全・維持管理等ための維持協力金名目として、企業・団体等には原則として、映像の場合は10万円、スチールの場合は5万円をお願いしております。(撮影終了後の手続きで差支えありません)

○ご提出頂いた書類を当公益社団内で確認したのち、許可、不許可の回答をお出しします。

○撮影希望日の数日前のお問い合わせや申請は、撮影自体の許可はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

○上記の維持協力金は、当公益社団の「歴史を生かしたまちづくりファンド」への「寄附金」としてお納め頂きますようお願い申し上げます。(同ファンドについては、別途資料をご参照下さい)

○当公益社団は、内閣府認定の公益社団法人であり、免税団体であります。寄附金は「特定公益増進法人」に対する寄附に該当しますので、寄附者は税法上の優遇措置が適用されます。

以上